

令和 4 年度 第 1 回 奈良県公共事業評価監視委員会 議事録

1. 日時 令和 4 年 10 月 24 日 (月) 14:00~17:00

2. WEB 会議

3. 出席者(敬称略、五十音順)

- ・ 委員長 多々納 裕一
- ・ 委員 大庭 哲治、下村 由加里、中西 麻美、西川 恵造、福井麻起子、松野 裕、
横山 直子
- ・ 奈良県 県土マネジメント部技術管理課、道路建設課、食と農の振興部農村振興課

4. 議事

農業農村事業：葛城山麓地区

1) 再評価に関する説明（農村振興課）

2) 意見

(松野委員)

便益について、防災が主なものと理解できましたが、例えば生産の安定や、労力の削減などの効果は既存のマニュアル上では計上することはできないのでしょうか。

(農村振興課)

維持管理についてゲートの操作性の向上など、一定の便益はあるかと考えますが、計上はできておりません。

(横山委員)

ため池の出来た時期はいつか、また、耐用年数を教えてもらえますか。

(農村振興課)

耐用年数については、土のものは 80 年と考えております。築造年は明治や江戸時代のものが多いのですが、特定はできておりません。

(多々納委員長)

マニュアルのどこに評価期間中に 1 回破堤すると記載があるのでしょうか。マニュアルを拝見するとため池について記載がある部分がありますが、そこには「評価期間中に

洪水が必ず発生すると考える」とは記載がないように思います。通常に考えますと、発生する洪水などによって越流が発生して破堤するのかどうかという議論が必要ではないのでしょうか。洪水が発生するか毎年ではないでしょうか、発生確率が決まっているのではないのでしょうか。

(農村振興課)

発生確率という考えはしておりません。

(多々納委員長)

どういう計算をしているのでしょうか。計算過程を示して下さい。

(農村振興課)

わかりました。次回、資料を用意します。

(多々納委員長)

私の想像の範囲では、老朽化ため池だからという説明で、発生確率は40分の1にしているのだらうと思います。そうであれば、おかしな話ではないのだらうと思います。費用便益分析のマニュアルは省庁によって書き方が若干異なりますが、その資料を準備いただけると明確になると考えます。効果として下流への洪水の軽減効果があり、その治水効果は把握されているのでしょうか。

(農村振興課)

やっております。

(多々納委員長)

計算すれば効果は出る可能性があると考えます。防災重点ため池になっていないため池は大丈夫なののでしょうか。

(農村振興課)

ため池の多くは下流が田んぼのみというものが非常に多く。防災重点ため池を整備していくことで、人的被害を起こさないようにと考えております。(多々納委員長)わかりました。全体どれくらいあってどのくらい進んでいるのか公開いただけますと、県民の皆さんの安心に繋がると思います。また、全体計画の位置づけもあればわかりやすいと考えます。

(大庭委員)

令和4年度にはすべてのため池が着手済みになるのでしょうか。

(農村振興課)

この6ヶ所については調査計画には着手しております。令和5年度から着手するものもあります。

(大庭委員)

わかりました。遅延なく、令和6年度の完成は問題ないでしょうか。

(農村振興課)

現在のところ、令和6年度の完成に問題はありません。

(多々納委員長)

次回までに便益の資料を追加いただいて、補足ください。総便益の数字からしますと、事業継続でいいと考えますし、大きな問題はないかと考えますが、その確認をした上で判断したいと思います。

(各委員) ー異論無しー

3) 意見集約 便益について補足説明すること。

農業農村事業：北村地区

1) 再評価に関する説明 (農村振興課)

2) 意見

(松野委員)

奈良県の圃場整備率は全国と比較して低いですので、進めていただきたいと考えています。暗渠排水だけでなく、地盤改良した理由はありますか。

(農村振興課)

重機を入れることが難しい場所もあり、そういったところには地盤改良を採用しております。

(松野委員)

資料8 ページ目の高収益作物の表はどのように読むのでしょうか。また、耕作放棄地はどのようになったのでしょうか。

(農村振興課)

括弧書きのものは裏作になりますので、それ以外を足し合わせて頂くと作付面積になります。また、全体面積が減りますが、圃場整備によって法面や道路となっているためです。耕作放棄地については水田になる予定ですが、営農組合によってどこに作付けするかは決まりますが、詳細な場所までは決まっておりません。

(大庭委員)

便益のその他とは何をさすのでしょうか。

(農村振興課)

筆界確定や、道路整備のために用地を確保した効果などです。

(大庭委員)

マニュアルに記載があるものですか。

(農村振興課)

はい。

(多々納委員長)

マニュアルに記載があるから計上したという説明ではなく、どういう効果があるのかわかりやすく説明いただいてもよいでしょうか。式などを記載するのではなく、例えば、この経費節減は農業従事者のある時間や、かかっていたコストがどれだけ減りますなど示していただければわかりやすいかと考えます

(農村振興課)

ご指摘いただいた点について追記したいと思います。

(多々納委員長)

現在の市場的には記載のあるような高収益作物を作れば売れるのでしょうか。

(農村振興課)

販売のことも考えながら、地域の方とも一緒に進めているところです。

(多々納委員長)

この地区は、新しい担い手の方が入ってこられようとしているのか。

(農村振興課)

北村地区では新しい相手が参入されるのではなく、地域の方で法人化される予定です。他の地域で実施する圃場整備では新規就農者が外の地域から入る場合もあります。

(多々納委員長)

現在、営農される方は高齢の方が多くはないかと思いますが、どのように継続的に営むのでしょうか。そういった面でもわかるように追記いただけますか。

(農村振興課)

はい。

(多々納委員長)

以上の点を補足資料にてご準備していただけますか。説明をいただいた内容の限りでは原案通りと考えますが、一応確認だけさせていただき決定したいと考えます。

(各委員) ー異論無しー

3) 意見集約 補足説明すること。